

# 「奈良県自主防犯アドバイザー派遣事業」実施要綱



(令和6年5月14日制定)

奈良県県民くらし課

(趣旨)

第1 この要綱は、「自らの安全は自らで守る」「地域の安全は地域で守る」という自助及び共助の意識を持ち、地域で自主防犯活動に先進的に取り組んでいる者を「奈良県自主防犯アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として委嘱し、県、市町村及びアドバイザーが連携して県民による自主防犯活動を推進することにより、犯罪に強い安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

(アドバイザーの活動内容)

第2 アドバイザーは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域住民に対する防犯意識の普及及び啓発
- (2) 自主防犯団体の組織化及び活性化に関する支援及び助言
- (3) 地域の防犯訓練に対する支援及び助言
- (4) その他地域の防犯力の向上に関すること

2 アドバイザーは、名称、委嘱状及び身分証を政治、宗教及び営利を目的とする活動に利用してはならない。

(委嘱要件)

第3 県は次に掲げる要件を満たしている者のうちからアドバイザーを委嘱するものとする。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること
- (2) アドバイザーの活動に必要な熱意及び時間的余裕を有すること
- (3) 健康で活動力を有すること
- (4) アドバイザーの活動を理解している者であること
- (5) 県政について理解・協力する意思のあること

(委嘱手続)

第4 第3の委嘱は、次に掲げる者から県に提出された「奈良県自主防犯アドバイザー登録推薦書（様式第1号）」の内容を審査の上、適当と認められる者について行うものとする。

- (1) 知事
- (2) 市町村の長
- (3) 地域における防犯に資する取組を主な活動内容とする団体の長
- (4) アドバイザー
- (5) その他知事が適当と認める者

2 県は、アドバイザーを委嘱する場合、当該アドバイザーに委嘱状（様式第2号）及び身分証（様式第3号）を交付する。

(委嘱期間)

第5 アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

(委嘱の取消し)

第6 県は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 本人が死亡し、又は本人から辞退する旨の申出があった場合
- (2) アドバイザーとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(研修)

第7 県は、アドバイザーを対象として、その委嘱の目的を達成するため必要な研修を行い、資質向上を図るものとする。

(運用)

第8 県、市町村及びアドバイザーは、それぞれ協力して、自主防犯活動の推進に取り組むものとする。

- 2 県は、アドバイザーの活動を支援するものとする。
- 3 市町村は、自治会長等の関係者にアドバイザー派遣事業の周知等を行い、アドバイザーが円滑に活動を行うことができるよう支援するものとする。

(情報提供)

第9 県及び市町村は、アドバイザーに対し、自主防犯活動に関する情報の提供に努める。

- 2 県は、前項の規定によりアドバイザーに情報を提供したときは、その内容を市町村に送付するものとする。

(派遣対象)

第10 アドバイザーの派遣を申請することができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 防犯活動に取り組み、又は取り組もうとする団体等（市町村、自治会、自主防犯団体、学校等）
  - (2) 官民が連携して防犯活動に取り組むために組織された団体
  - (3) 地域と連携して防犯活動に取り組み、又は取り組もうとする事業者等
- 2 アドバイザーの派遣を行う講義・訓練等は、次の要件を満たすものでなければならない。
- (1) 広く一般の県民を対象に開催されるものであって、次のいずれかに該当すること。
    - ア 第2のアドバイザーの活動内容に合致するもの
    - イ その他自主防犯活動の推進のため県が適当と認めたもの
  - (2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。
  - (3) 営利目的又は政治思想、宗教の教義等を広める目的で開催されるものではないこと。
  - (4) 参加者から費用を徴する場合は、その費用が社会通念上適正であること。
  - (5) 事業者等が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること。

(派遣の手続)

- 第11 アドバイザーの派遣を希望する団体等は、派遣希望日のおおむね1ヶ月前までに「奈良県自主防犯アドバイザー派遣申請書」(様式第4号)を県に提出するものとする。
- 2 県は、前項による派遣の申請があった際には、その可否を決定し、アドバイザーに連絡及び依頼をするとともに申請者に通知する。
- 3 アドバイザーが講義・訓練等で使用する設備、機材等については、原則申請者が準備する。ただし、申請者が準備できない設備、機材等については、アドバイザーが県又は市町村等から借用する。
- 4 県は、アドバイザー派遣後、派遣アドバイザーの資質向上のため申請者に対しアンケートを提出させるものとする。

(費用の負担)

- 第12 県は、前条の規定により講義・訓練等に派遣を決定したアドバイザーに対する謝金及び旅費を県の規定に基づき負担するものとし、その支払は次条の規定による報告を確認後、速やかに行うものとする。
- 2 申請者が市町村や学校等の公共的団体の長である場合、また、民間の事業者が当該従業員に対して行う研修等でアドバイザーを活用する場合、県は前項の謝金及び旅費を負担しない。

(実績報告)

- 第13 アドバイザーは、派遣終了後、速やかに「奈良県自主防犯アドバイザー派遣実施報告書」(様式第5号)を県に提出しなければならない。

(その他)

- 第14 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー派遣事業に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。